

武蔵丘同窓会 規約

現在の武蔵丘同窓会の規約は、2022年6月20日締切りで行われた総会書面表決で改定承認され、同日より施行されています。

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は武蔵丘同窓会と称する。

第2条（事務所）

1. 本会の事務所は東京都中野区におく。
2. 本会は会長の承認を得て支部を設置することができる。

第3条（目的）

本会は会員相互の親睦を図り、東京都立武蔵丘高等学校（以下母校という）の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

1. 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 会報の発行
 - (2) 会員名簿の維持管理
 - (3) 懇親会の開催
 - (4) 母校の教育活動に対する援助
 - (5) 地域や社会への貢献活動
 - (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5条（会員）

本会は次に定める正会員、特別会員により構成する。

(1) 正会員

旧制都立武蔵中学校及び都立武蔵丘高等学校の卒業生および在校生、並びに同各校に在学した者で入会を希望する者

(2) 特別会員

現教職員及び旧教職員

第6条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 3名

- | | | | |
|----------|--------|----------|----|
| (3) 幹事長 | 1名 | (4) 副幹事長 | 2名 |
| (5) 幹事 | 各期1～3名 | | |
| (6) 常任幹事 | 30名程度 | (7) 事務局長 | 1名 |
| (8) 会計 | 2～3名 | (9) 会計監事 | 2名 |
2. 会長、副会長、幹事長、副幹事長を合わせて執行部と称する。
 3. 執行部および会計、会計監事は幹事を兼ねる。
 4. 執行部は常任幹事を兼ねる。

第7条（役員を選出）

1. 本会の役員は次の方法によって選出する。
 - (1) 会長 正会員の中から幹事会の互選により推挙し総会で選任する。但し、互選は投票によるもの以外に、合議によることができる。
 - (2) 副会長 正会員の中から会長が幹事会の承認を得て推挙し、総会で選任する。
 - (3) 幹事長 幹事の中から幹事会における選挙により選任する。
 - (4) 副幹事長 幹事の中から幹事長の推薦により幹事会で選任する。
 - (5) 幹事 各期において選出し幹事会に登録する。同期に複数の幹事がいる場合は、代表幹事1名を定める。代表幹事を辞任する場合は、同期から後任を必ず選任する。尚、各サークルのOB、OG会においても幹事を選出することができる。但し、その幹事は、各期幹事の定数外とする。
 - (6) 常任幹事 幹事の中から自薦他薦によって選出し、常任幹事として登録する。
 - (7) 事務局長 同窓会規約第14条3項の(1)に定める。
 - (8) 会計 幹事の中から幹事会で選任する。
 - (9) 会計監事 正会員の中から幹事会の互選により推挙し総会で選任する。但し、互選は投票によるもの以外に、合議によることができる。
2. 役員を選出に関して、他薦の場合は被推薦者の了解を得る。

第8条（役員の任務）

役員は次の任務を遂行する。

- (1) 会長 会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事長 幹事会の議を経て会務を執行する。
- (4) 副幹事長 幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 幹事 本会の活動内容を各期に報告すると共に各期からの提案を幹事長に伝える。
- (6) 常任幹事 幹事の仕事に加えて常任委員会を構成し本会の活動全般を審議すると共に事業の準備・実施に携わる。
- (7) 事務局長 同窓会規約第14条4項に定める。
- (8) 会計 本会の経理及び出納を行う。
- (9) 会計監事 本会の会計を監査する。

第9条（役員任期）

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - (1) 会長・副会長の任期は総会での選任から起算して、2年後の総会の終結までを任期とする。
 - (2) 幹事長・副幹事長の任期は事業年度初回幹事会での選任から起算して、2年後の事業年度初回幹事会の終結までを任期とする。
 - (3) 会計監事の任期は総会での選任から起算して、2年後の総会の終結までを任期とする。
2. 役員が任期途中で就任したときは、前任者の残任期間とする。

第10条（名誉会長、顧問、相談役）

本会に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

- (1) 母校の校長を名誉会長とする。
- (2) 顧問は現教職員の中から校長の推薦に基づき会長が委嘱する。顧問は幹事会に出席し助言を行う。
- (3) 相談役は幹事会の議を経て総会で選任する。相談役は会長の諮問に応じる。また、幹事会に出席できる。

第2章 機 関

第11条（総会）

1. 総会は会員をもって構成し、次の事項を議決する。
 - (1) 幹事会より提案された方針、会計報告、活動報告の議決承認。
 - (2) 会長、副会長、会計監事、相談役の選任。
2. 総会は会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 幹事会が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

第12条（幹事会）

1. 幹事会は役員をもって構成し、次の事項を行う。
 - (1) 会長、副会長、会計監事の推挙。
 - (2) 幹事長、副幹事長、会計の選任。
 - (3) 本会会務執行に必要な事項の議決。
 - (4) 本会の事業計画、予算、事業報告、決算の議決。
 - (5) 本会活動を遂行する上で必要に応じた委員会の設置。
2. 幹事会は会長もしくは幹事長が招集する。または幹事の10名以上の請求により会長が招集する。
3. 幹事会は、対面での会議以外にリモート会議で行う事ができる。
4. 会員は、幹事長の承認を得て幹事会に出席する事ができる。
5. 幹事長は、出席者の招聘ができる。

第13条（実行委員会）

本会は年度事業執行のため実行委員会を設置する。

第14条（事務局）

1. 本会は事務局を設置し本会の事務を行う。
2. 本会の事務は、日常の経理・会計、対外連絡、庶務事務の他、総会・幹事会等に伴い発生する全ての事務をいう。
3. 事務局には事務局長及び事務局員2名を置く。
 - (1) 事務局長については副会長もしくは幹事長が兼務する。
 - (2) 事務局員については会計が兼務する事ができる。
4. 事務局長は事務局を統括するとともに、学校・同窓会執行部と事務局員の連絡および調整を図る。

第15条（議決の方法）

1. 本会の総会及び幹事会における議決は過半数の同意をもって決する。
2. 表決を他の構成員に委任することはできない。

第3章 会 計

第16条（収入）

本会の収入は年会費、寄付金、その他の事業収入からなる。

第17条（支出）

本会の支出は幹事会の承認を要する。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 規 約 の 改 定

第19条（規約の改定）

本規約の改定は総会の議決によって行う。但し、会長が必要と認めたときは、幹事会の出席者の三分の二をもって変更することができる。この場合は、直近に開かれる総会において承認を得なければならない。

第20条（規定の制定）

この規約に定めのない事項については、幹事会の議を経て別に規定を定めることができる。

第5章 附 則

第21条（施行）

1. 本改訂規約は平成3年9月22日より施行する。
2. 本改訂規約は平成15年10月25日より施行する。
3. 本改定規約は平成18年10月15日より平成19年3月31日までを移行期間とし平成19年

- 4月1日より施行する。
- 4、本改定規約は平成25年10月26日より平成26年6月27日までを移行期間とし平成26年6月28日より施行する。
 - 5、本改定規約は平成29年2月4日より平成29年6月30日までを移行期間とし平成29年7月1日より施行する。
 - 6、本改定規約は令和2年2月1日より令和2年6月26日までを移行期間とし令和2年6月27日より施行する。
 - 7、本改定規約は令和4年4月2日より令和4年6月19日までを移行期間とし令和4年6月20日より施行する。

武蔵丘同窓会 弔意規定

- 第1条 この規定は本会よりの弔意を表すことを目的とする。
- 第2条 次の事情が発生したときは、弔慰金又は生花等をおくることができる。
- (1) 在任中の会長、副会長の死亡。
 - (2) 会長または副会長が認めた特別の事情がある場合。

武蔵丘同窓会 表彰規定

- 第1条 本会は母校初代校長手塚昇氏の教育理念に基づき『自分の個性を発揮し、それぞれの分野における秀でた存在や業績を広く認められる者』に手塚記念賞として表彰状と記念品を贈呈する。
- 第2条 本会は次に該当する者に同窓会功労賞として表彰状と記念品を贈呈する。
- (1) 役員を長年務め、本会の発展に著しく貢献した者。
 - (2) 本会に多大な貢献をした者。
- 第3条 手塚記念賞、同窓会功労賞の受賞者は幹事会で決定する。表彰は総会にて行う。

武蔵丘同窓会 会費規定

- 第1条 本会の年会費は2,000円とする。但し卒業後5年間の年会費は1,000円とする。
- 第2条 母校卒業時に5年間の年会費として5,000円を前納する。

武蔵丘同窓会 同期会援助規定

- 第1条 本会は、正会員が同期会を開催する場合、同期会援助費を、30,000円を上限として開催期に

援助する。但し、開催者は開催当日までに参加者全員から当該年度の本会年会費を徴収するよう努めなければならない。

- (1) 援助を受ける期は本会が提供する名簿、及び当該期が有する名簿等に基づき、連絡可能な同期生会員全てに参加を呼びかけなければならない。尚、開催者は同期会開催を機に、本会の名簿整備に協力するものとする。
- (2) 援助を受ける期の開催者は、援助を受ける項目の使用明細（領収書のコピー付）、及び当日の参加者名簿、並びに銀杏掲載のための開催内容報告文を本会事務局に提出しなければならない。提出のない場合は以後その期に対して援助を停止する。
- (3) 本会は、開催者から(2)の書類提出があったときは速やかに本規定と照らし合わせて提出書類の適切さを判定した上で援助金を開催期の代表者1名に支払う。
- (4) 本条による援助は3年度に1回とする。
- (5) 天変地異、社会情勢の急変等により同期会を中止または延期した場合、援助金は当該時点で既に費消した通信費相当額のみとする。中止・延期した後の再開催についてはその経過期間を問わず本規定に則っていることを条件に30,000円を上限として援助する。

第2条 本会が総会・懇親会開催時に主導する「卒業30年同時開催同期会」については、第1条の規定と異なり援助額の上限を50,000円とする。

- (1) 同期生代表者は、開催当日までに参加者全員から当該年度の本会年会費を徴収するよう努めなければならない。
- (2) 当該援助は第1条の援助を受ける時期に関わらず支給される。
- (3) その他の支給要件は第1条に準ずる。

第3条 本規定による援助の申請は、同期会開催者から開催後1か月以内に本会事務局への書面提出により行う。但し、第1条(2)に規定する報告文については、本条の規定にかかわらず、本会事務局と提出時期の調整を図る。

第4条 本規定の違背、その他の事由により援助の停止を受けた期は、幹事会で再援助が認められれば、再び援助を受けることができる。

第5条 本規定で判断できない事項が生じた場合は、当該期と本会事務局及び執行部間で協議して解決する。

附則 本規定は、令和5年度以降に開催される同期会から適用する。